

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)
別紙資料 4
【Ⅱ.5 提供先追加記載資料】

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税課税台帳ファイル

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の49の項及び第51条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div><選択肢></div> <div>1) 1万人未満</div> <div>2) 1万人以上10万人未満</div> <div>3) 10万人以上100万人未満</div> <div>4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div>5) 1,000万人以上</div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div><div>[☐] 情報提供ネットワークシステム</div><div>[☐] 専用線</div><div>[☐] 電子メール</div><div>[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div><div>[☐] フラッシュメモリ</div><div>[☐] 紙</div><div>[☐] その他 ()</div></div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先22	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の53の項及び第55条
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先23	法務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の55の2の項及び第57条の2
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先24	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の57の項及び第59条
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先25	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の58の項及び第60条
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐ </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先26	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の59の項及び第61条
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他（ ） </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先27	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の63の項及び第65条
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他（ ） </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先28	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の65の項及び第67条	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先29	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の66の項及び第68条	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先30	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の69の項及び第71条
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先31	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の73の項及び第75条
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の75の項及び第77条
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先33	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の76の項及び第78条
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の81の項及び第83条
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先35	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の83の項及び第85条
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先36	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の84の項及び第86条
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先37	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の86の項及び第88条
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先38	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の87の項及び第89条
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先39	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の88の項及び第90条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先40	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の89の項及び第91条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () </div> <div> [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先41	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の90の項及び第92条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () </div> <div> [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先42	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の91の項及び第93条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他（ ） </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先43	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の92の項及び第94条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他（ ） </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先44	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の96の項及び第98条
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先45	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の98の項及び第100条
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先46	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の106の項及び第108条
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の108の項及び第110条
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先48	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の112の項及び第114条	
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div> <div> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 </div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先49	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の115の項及び第117条	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div> <div> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 </div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先50	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の124の項及び第126条	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	個人住民税の課税対象者を特定するための情報、税額、税額算定の基となる情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] 情報提供ネットワークシステム</div> <div>[☐] 専用線</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] 電子メール</div> <div>[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] フラッシュメモリ</div> <div>[☐] 紙</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] その他 (</div> <div>)</div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先51	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の125の項及び第127条	
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] 情報提供ネットワークシステム</div> <div>[☐] 専用線</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] 電子メール</div> <div>[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] フラッシュメモリ</div> <div>[☐] 紙</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[☐] その他 (</div> <div>)</div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の129の項及び第131条
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先53	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の130の項及び第132条
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先54	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の132の項及び第134条
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 () </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先55	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の137の項及び第139条
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上100万人未満]</div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 () </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の138の項及び第140条
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先57	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の140の項及び第142条
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 </div> <div> ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div> ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 </div> <div> ☐ その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先58	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の141の項及び第143条	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div> <div> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 </div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先59	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の142の項及び第144条	
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 10万人以上100万人未満 </div> <div> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 </div> </div>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先60	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の144の項及び第146条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先61	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の147の項及び第149条
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先62	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の151の項及び第153条
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム </div> <div> ☐ 専用線 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ 電子メール </div> <div> ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ フラッシュメモリ </div> <div> ☐ 紙 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ その他（ </div> <div> </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先63	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の152の項及び第154条
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム </div> <div> ☐ 専用線 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ 電子メール </div> <div> ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ フラッシュメモリ </div> <div> ☐ 紙 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div> ☐ その他（ </div> <div> </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先64	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の155の項及び第157条
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先65	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の156の項及び第158条
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先66	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の158の項及び第160条
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先67	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の160の項及び第162条
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [☐] その他 () </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先68	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の161の項及び第163条
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> ☐ 10万人以上100万人未満 <div style="margin-left: 20px;"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先69	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の163の項及び第165条
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> ☐ 10万人以上100万人未満 <div style="margin-left: 20px;"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN </div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先70	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の164の項及び第166条
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先71	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の165の項及び第167条
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先72	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の166の項及び第168条
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先73	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の167の項及び第169条
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先74	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の168の項及び第170条
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先75	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の169の項及び第171条
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先76	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の170の項及び第172条
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先77	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の171の項及び第173条
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先78	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の172の項及び第174条
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先79	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の172の2項及び第174条の2
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和8年5月20日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先80	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の172の3項及び第174条の3
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和8年4月15日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先81	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、情報連携主務省令第2条表の173の項及び第175条
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 1万人未満</div> <div style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [○] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [○] その他 (LGWAN) </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度